

令和6年第3回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和6年6月7日（第1日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島健一	副町長	百武和義
教 育 長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	大串恭隆	総合戦略課長	山口裕一
税 務 課 長	出雲誠	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	小野勉
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建 設 課 長	鶴田浩紀	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	久原正好	主任指導主事	鶴田智樹
新しい学校づくり課長	永石敏	生涯学習課長	矢川靖章
農業委員会事務局長	山下英治		

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 中 原 賢 一
課 長 補 佐 川 崎 常 弘
議 事 係 書 記 草 場 雅 子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
4番 重 富 邦 夫 5番 中 村 秀 子

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明）

日程第4 報告第3号 公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について

日程第5 報告第4号 令和5年度白石町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

日程第6 報告第5号 令和5年度白石町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第7 報告第6号 令和5年度白石町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第8 報告第7号 債権の放棄について

9時30分 開会

○片渕栄二郎議長

ただいまから令和6年第3回白石町議会6月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。町が推進している省エネルギー対策推進のため、議員申合せにより、今会期中は夏のエコスタイルといたします。なお、執行部も同様とします。皆様の御理解をお願いします。暑い方は上着をお取りください。

次に、諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査、工事監査の報告書も配付していますので、確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員はお手元の名簿のとおりです。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、重富邦夫議員、中村秀子議員の兩名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る5月28日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案等の件数、一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程（案）のとおり6月7日から14日までの8日間にしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日から6月14日までの8日間とすることに決定しました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、町長から議案が提出されています。これは皆様に配付しています一覧表のとおりです。専決処分4件、規約変更1件、計画変更1件、補正予算1件、以上7件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

○田島健一町長

皆様おはようございます。

本日、令和6年第3回白石町議会定例会の開会に当たり、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、専決処分案件が4件ございます。

議案第30号「専決処分の承認について（白石町税条例の一部を改正する条例）」、議案第31号「専決処分の承認について（白石町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例）」及び議案第32号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、本年3月30日付で条例改正の専決処分を行ったものでございます。

議案第33号「専決処分の承認について（令和5年度白石町一般会計補正予算（第11号））」は、特別交付税の増額及び過年度分保育士等処遇改善臨時特例交付金返還金を歳出に計上し、その残額を減債基金積立金とすることについて、本年3月27日付で予算の補正の専決処分を行ったものでございます。

以上、4件について報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、規約変更案件でございます。

議案第34号「佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、地方自治法第291条の

11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、計画変更案件でございます。

議案第35号「白石町過疎地域持続的発展計画の変更について」は、令和6年4月に新設の白石中学校を開校し、今後の学校再編事業が小学校に移行することや、新給食センターが完成し、過疎計画本文に変更が生じることに伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項及び第10項により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、予算案件でございます。

議案第36号「令和6年度白石町一般会計補正予算（第1号）」につきましては、既決の歳入歳出予算総額に3億2,541万4,000円を追加し、補正後の予算総額を166億4,141万4,000円とする増額補正予算をお願いするものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のとおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明をさせます。それぞれに十分に御審議賜りますようお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

（担当課長の議案説明）

○出雲 誠税務課長

議案第30号「専決処分の承認について（白石町税条例の一部を改正する条例）」について、御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、白石町税条例の一部を改正する必要性がありましたので、令和6年4月1日施行分について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日付けで専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものです。

今回の条例改正の主な内容は、「特別税額控除（定額減税）」「固定資産税（土地）の負担調整措置等の延長」です。

それでは、議案書の新旧対照表を御覧ください。

23分の1から23分の2ページ、第51条から第139条の3は町民税、固定資産税等の減免について町長が必要と認めた場合に可能とする規定を追加しています。

23分の2から23分の11ページ、附則第7条の5から第7条の8は令和6年度分の個人住民税の定額減税に係る規定の新設です。特別徴収は6月分を徴収せず定額減税後の税額を11ヶ月で均します。公的年金の特別徴収は、3期10月分から順次控除することとしています。また、普通徴収については法律で4期徴収となっており税条例でも4期徴収とし第1期分の税額から順次控除することとしています。

23分の11から23分の13ページ、附則第10条の2は再生可能エネルギー発電設備（一定のバイオマス発電設備）に係る課税標準の特例措置を導入し、7分の6に減額する

規定を追加しています。また、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創設を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、市町村による公共施設の整備等と一体的に民間事業者（土地所有者等）が、民地のオープン化や建物低層部のオープン化を行った場合について、特例措置を導入し、土地、建物および償却資産の課税標準について、2分の1に減額する規定を追加しています。

23分の13ページ、附則第10条の3は認定長期優良住宅に係る特例について、マンションの区分所有者から申請書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を追加しています。

23分の15から23分の16ページ、附則11条の2は地価の下落傾向がみられる場合には、町長の判断により、簡易な方法で評価額を修正することができる特例措置が講じられており、今回も特例措置を延長するものです。土地に係る固定資産税の評価額は、原則として評価替え年度の評価額を3年間据え置くこととされています。しかし、この制度は、地価の下落局面においては第2年度又は第3年度に係る賦課期日における評価額が評価替え年度の評価額を下回ることとなり、納税者は当該年度の賦課期日における評価額を上回る額に基づく税負担をもとめられることとなります。このような状況を改善するために、平成9年度の税制改正から第2年度と第3年度においてさらに地価の下落傾向がみられる場合には、町長の判断により、簡易な方法で評価額を修正することができるこの特例措置を延長し、令和6年度評価替えの第2年度である令和7年度、第3年度である令和8年度において評価額が下落した場合は修正することとします。

23分の16ページ、附則12条は現行の負担調整措置の仕組みを令和8年度まで延長するものです。固定資産税評価額は、平成6年度の税制改正により地価公示価格等の7割を目処に評価することが決められ、評価額と課税標準額にばらつきが生じるようになりました。このばらつきを短期間で解消することは、納税者の大きな負担になることから、平成9年度の税制改正から土地の負担水準に応じた負担調整措置を講じています。今回の税制改正においても、現行の負担調整措置の仕組みを令和8年度まで延長することとします。

その他の税条例改正については、定額減税に係る規定の新設に合わせて改正が必要になったものです。

いずれも、令和6年度地方税法等の一部改正を反映させるため、白石町税条例の一部改正を行ったもので、施行期日は令和6年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議案第31号「専決処分の承認について（白石町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する条例）」について、御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、白石町税の徴収等の特例に関する条例の一部を改正する必要がありましたので、令和6年4月1日施行分について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日付けで専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものです。

町民税普通徴収については法律で4期徴収となっており白石町税条例でも4期徴収としています。これを特例により10期徴収としています。

今回の条例改正内容は、普通徴収の特別税額控除（定額減税）の実施方法です。定額減税は1期の6月分から控除し、引ききれない場合は2期以降から控除するように改正を行っています。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○谷川友子住民課長

議案第32号「専決処分の承認について（白石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が、令和6年3月30日に公布されたことに伴いまして、白石町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月30日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めます。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しの2点を改正するものでございます。

改正内容につきましては、まず、1点目、国民健康保険税のうち後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の22万円から24万円に改めるものであります。

なお、据え置きとなりました医療分基礎課税額の限度額が65万円、介護納付金課税額の限度額が17万円で、全体の国民健康保険税限度額は改正前の104万円から、改正後は106万円へ引き上げとなります。

次に2点目、国民健康保険税の均等割額と平等割額を減額する際の、軽減判定に用いる所得の基準額を引き上げるものであります。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を29万円から29万5,000円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものであります。

なお、この軽減判定所得の基準額の拡大は、低所得者層へ配慮したものであり、国民健康保険税が減額となる世帯の対象が広がることとなります。

法律等の施行日が令和6年4月1日でありますので、令和6年3月30日付けで専決処分を行っています。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大串恭隆企画財政課長

議案第33号「専決処分の承認について（令和5年度白石町一般会計補正予算（第11号）」について、御説明いたします。

白石町一般会計補正予算（第11号）につきましては、令和6年3月27日付けで専決処分を行いましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に1億7,259万7,000円を追加し、補正後の予算総額を185億5,391万6,000円とするものです。

7ページをお願いします。

歳入について、御説明いたします。

12款地方交付税、1項、1目地方交付税では、令和5年度の特別交付税の決定額が5億2,259万7,000円となり、当初予算額3億5,000万円を差し引いた、1億7,259万7,000円を計上しております。

8ページをお願いします。

歳出について、御説明いたします。

2款総務費、1項、5目財産管理費では、減債基金積立金に1億6,916万4,000円を計上しております。歳入で計上いたしました特別交付税のほとんどを基金に積み立てることとし、基金の財源確保に努めているところです。

3款民生費、2項、4目児童福祉施設費及び6目子ども・子育て支援事業費で、過年度保育士等処遇改善臨時特例交付金を併せて343万3,000円を国に返還するために予算措置しております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○谷川友子住民課長

議案第34号「佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」御説明いたします。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、令和6年12月2日から現行の後期高齢者医療被保険者証が廃止され、医療機関等を受診する際はマイナ保険証によるオンライン資格確認が原則となることから、マイナ保険証の登録を行っている被保険者には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証の登録を行っていない被保険者には「資格確認書」を発行する事務が新たに生じることになります。

これに伴いまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合の規約を変更する必要があることから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、施行日につきましては、構成市町の議会の議決後、令和6年10月に佐賀県知事へ許可申請を行い、令和6年12月2日から施行することとされております。

以上で御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

議案第35号「白石町過疎地域持続的発展計画の変更について」御説明いたします。

過疎地域の持続的発展という新たな理念の下、令和3年4月から「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」が施行され、本町におきま

しては、引き続き過疎地域に指定されております。

これを受けて、過疎地域である本町の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法第8条の規定及び佐賀県過疎地域持続的発展方針に基づき、「白石町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）」を令和3年12月に策定したところであります。

今回、令和6年4月に中学校の再編が行われ新設中学校が開校し今後の学校再編事業が小学校に移行すること、また、学校給食調理場が1共同調理場（センター方式）に再編されたことにより計画の本文内容に変更が生じますので、同法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○大串恭隆企画財政課長

議案第36号「令和6年度白石町一般会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に3億2,541万4,000円を追加し、補正後の予算総額を166億4,141万4,000円とするものです。

次に、4ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正ですが、令和12年に開校予定の白石地域新設小学校建設に伴い、令和6年度から3か年間に予定地の隣接地に土地を借地し、盛土材の置場として使用したいと考えております。

次に、歳入歳出について御説明いたします。

まず、歳入の主なものについて、御説明いたします。

7ページをお願いします。

16款国庫支出金、2項、1目総務費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億6,241万1,000円を計上しております。

8ページをお願いします。

22款諸収入、5項、5目雑入の総務課雑入で、消防団員等公務災害等共済基金収入2,688万9,000円を計上しております。今回退団されました消防団員の方への退職報償金に充当しております。

次に、歳出の主なものについて、御説明いたします。

10ページをお願いします。

3款民生費、1項、1目社会福祉総務費で物価高騰による所得税と住民税の定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方を対象にした定額減税補足給付金（調整交付）と所要の額を含め2億1,457万7,000円を計上しております。また、令和6年度新たに物価高騰に伴う低所得者支援給付金対象者になられた方は、1世帯10万円。児童1人当たり5万円を支給するよう所要の額を含め4,783万4,000円を予算措置しております。

11ページをお願いします。

4款衛生費、1項、1目保健衛生総務費で産後2週間、産後1か月などの出産間も

ない時期の産婦に対する検診費用を助成するために99万円を計上しております。1件当たり5,000円を償還払いで委託する医療機関へ支払うものです。

12ページをお願いします。

同じく4款、1項、2目予防費で带状疱疹ワクチン接種の費用を300万円予算計上しております。生ワクチン及び不活化ワクチン共に対象となり、接種1回につき5,000円を償還払いで接種医療機関へ支払うものです。

この他の歳出につきましては、事前にお配りしております「6月補正予算細事業一覧表」及び「白石町6月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）」で御確認をお願いいたします。

また、15ページ以降の給与費明細書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

日程第4、5、6、7、8

○片渕栄二郎議長

日程第4から日程第8までの報告事項について、この5件の担当課長の内容説明は、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

（報告第3、4、5、6、7の内容説明）

○大串恭隆企画財政課長

報告第3号「公益財団法人白石町文化振興財団に関する報告について」御説明いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、財政状況の公表等を行うものです。

去る5月24日、白石町文化振興財団において、令和5年度の事業報告並びに決算報告等が承認されました。

なお、令和5年度も前年度に引き続き、事業の企画運営に皆様の御協力をいただきながら、積極的な自主事業に取り組まれています。

令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症が5月に5類感染症に移行しました。感染状況を注視し感染対策を十分行いながら、映画上映会、音楽祭等の自主文化事業の実施など、事業運営がなされています。

それでは、令和5年度の事業等につきまして、業務報告書をもとに、御説明いたします。

報告書1ページを御覧ください。

自主文化事業では、映画上映会を開催し、また「第15回しろいし音楽祭」、「第16回ふれあい郷ピアノ発表会」の音楽部門の事業は昨年に引き続き開催されています。

芸能部門の事業として、買取公演「秋のクラシック！煌めきコンサート」を行い、多数の町民の皆様にお越しいただき好評を得ております。

5 ページ、6 ページを御覧ください。

自有館の利用状況については、令和5年度は、件数合計289件、人数で2万3,609人、使用料収入では、6 ページ、右下欄で、302万6,384円となっております。令和4年度と比較し、利用人数では6,355人の増、使用料収入では69万9,434円の増となりました。

新型コロナウイルス感染症による制限は解除されました。率で見ますと、利用人数は約36%の増、使用料収入は約30%の増となっております。

7 ページから10ページまでが、爽明館の利用人数及び使用料の徴収状況になっております。

爽明館では、幼児・小学生・一般を対象とした水泳教室等の事業などを実施し、健康づくり等に利用していただいております。

利用人数で、8 ページの右下欄、3万7,119人、使用料で、9 ページの右下欄、1,193万5,150円となっております。

小学生等の水泳教室の開催、水中運動教室等の実施と利用促進に努めておられ、前年は、プール鉄骨塗装工事のため約2か月間トレーニングジムのみ営業したこと等もあり、前年との比較では、利用人数が5,562人の増となり、使用料では一般利用者の増等により245万6,390円の増となっております。

11ページを御覧ください。

遊喜館については、子供クラブ、中学生及び高校生の部活動、職場の慰労会等に利用されるとともに、地域や家族また仲間同士でのバーベキューなど幅広く利用されています。利用件数は235件、前年度より96件の増、利用人数4,875人、前年度より2,191人の増、利用料金は63万5,810円、前年度より13万2,910円の増となっております。

12ページを御覧ください。

芝公園は、親と子のふれあいの場、一般の方々の散歩、休憩の場として、またグラウンドゴルフ等の練習場として定期的な利用、集落単位での活用や園児、小学生の遠足、高齢者のレクリエーションなど幅広い年齢層に利用していただいております。

利用人数は、2万524人となっております、前年度比で約28%の増となっております。

13ページは、自主事業の実績報告書であります。ふれあい郷映画上映会などの文化事業と一般成人、小学生及び幼児の水泳教室による事業収入は、120万3,800円となっております。

14ページを御覧ください。令和5年度の事業別収支内訳書です。

16ページ、17ページが収支の決算報告書です。

収支決算について申し上げますと、16ページの下段ですが、収入合計決算額が、1億3,387万6,570円、事業活動支出決算額が、1億1,756万2,456円となり、令和6年度へ繰り越す額として、1,631万4,114円となります。

17ページから29ページについては、決算の内訳資料となりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

次に、32ページには監査報告書、33ページ、34ページが令和6年度の事業計画、35ページ、36ページが当初予算書、37ページが役員名簿、38ページが自主事業計画書になります。

ようやく新型コロナウイルス感染症が5類感染症となりました。施設管理費の節減も行っておりますが、物価高騰等により、引き続き、厳しい運営状況が予想されます。今後も、感染対策等を十分に行い、皆様に親しまれる「ふれあい郷」として、町内外の方々が、安心して利用できる施設運営と、文化施設、健康づくりの場として活用を図っていかれることを期待し、令和5年度の報告といたします。

報告第4号「令和5年度白石町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について」御説明いたします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、令和5年度の白石町一般会計予算継続費繰越計算書を別紙のとおり報告します。

継続費繰越計算書を御覧ください。

まず、漁港整備事業（住ノ江漁港）で、継続費の総額22億2,000万円、令和5年度の予算現額が1億3,685万2,120円で、支出済額8,435万6,800円で、これを差し引いた残額5,249万5,320円を翌年度へ逓次繰越ししております。なお、繰越分については、令和6年度で執行することとしております。

報告第5号「令和5年度白石町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」御説明いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和5年度の白石町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告します。

繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和6年度へ繰越した事業は、14事業となります。事業費総額6億3,966万7,000円の内、翌年度へ繰越した額が5億1,050万9,394円となっております。なお、繰越分については、令和6年度で執行することとしております。

○土井 一生活環境課長

報告第6号「令和5年度白石町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を御説明いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和5年度の白石町下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告します。

予算繰越計算書を御覧ください。

建設改良費の農業集落排水機能強化事業につきましては、住ノ江地区、下区地区および須古地区の処理施設における機械設備や電気設備の更新工事と施工監理業務に係る事業で、令和5年度の予算現額が1億4,557万1,000円に対して、支出済額は1億1,026万3,560円です。105万2,840円を不用額とし、これらを差し引いた3,425万4,600円を翌年度へ繰越しております。

繰越理由は、下区地区汚水処理施設の汚泥濃縮装置主要部の納期の遅れにより機器更新工事の工期を延長したためです。

繰越額3,425万4,600円の内訳を申しますと、工事請負費が3,111万660万円で、施工監理業務委託料が313万8,000円となっております。

なお、繰越の事業は令和6年度で完了することとしております。

報告第7号「債権の放棄について」その概要を説明いたします。

白石町債権の管理に関する条例第17条第1項の規定により、町の債権について下記のとおり放棄したので、同条第2項の規定に基づき報告します。

債権の名称は「農業集落排水処理施設使用料」です。

対象件数は2件で、金額といたしまして5万1,472円です。放棄の理由としましては、平成29年度、30年度使用料について消滅時効に係る時効期間満了したため債権を放棄したものです。

以上で報告を終わります。

○片渕栄二郎議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

9時39分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年6月7日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 重 富 邦 夫

署 名 議 員 中 村 秀 子

事 務 局 長 中 原 賢 一